平成２５年４月１１日

基金企画委員会決定

平成２６年４月１１日　一部改正

教職員に対する支援助成事業における申請資格の取り扱いについて

教職員を対象とした各支援助成事業募集要項に記載してある【申請資格】の「九州大学百周年記念事業、九州大学基金に寄附実績がある者」及び支援助成事業概要の欄外に記載してある「※ 教職員を対象とした支援助成事業への申請資格者は、百周年記念事業または九州大学基金への寄附者(一定額以上)とする。」について、下記のとおり取り扱うものとする。

記

１．申請者は、百周年記念事業または九州大学基金へ、下表に掲げる目安額以上の寄附をしなければならない。

２．申請者が目安額以上の寄附をする意思のない場合は、申請を辞退したものとみなす。

３．申請時に寄附額が目安額を満たしていない申請者は、速やかに目安額を九州大学基金へ寄附することとする。ただし、目安額の半額以上を寄附し、3年以内に目安額の全額の寄附を行う手続きを終了し、誓約書（別紙様式）を申請期限内に提出した場合は、申請を受け付ける。

４．寄附の方法は、九大会員、一括払い、分割払いのいずれでも可能とする。

５．この取り扱いは、平成２５年度審査分から実施する。

（目安額）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職　名 | | 寄附の目安額（万円） |
| 教員 | 教　授 | 27 |
| 准教授 | 16 |
| 講　師 | 15 |
| 助教・准助教 | 6 |
| 事務系・技術系職員 | 補佐級 | 9 |
| 係長級 | 6 |
| 主任級 | 5 |
| 係員級 | 4 |
| 学術研究員、医員 | | 6 |

〔事務系・技術系職員の区分〕

補佐級：課長補佐、事務長補佐、専門員、技術職・技術専門員、班長、医療職（一）・副技師長

係長級：係長、専門職員、技術職・技術専門職員、医療職（一）・主任技師、医療職（二）・看護師長

主任級：主任、医療職（二）・副看護師長

係員級：上記以外の職員

別紙様式

誓　　約　　書

平成　　年　　月　　日

基金企画委員会委員長　殿

私は九州大学基金支援助成事業への申請にあたり、今後３年以内に九州大学基金へ以下に定める目安額以上の寄附をします。

所属：

職名：

氏名：　　　　　　　　　　　　　印

（目安額）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職　名 | | 寄附額の目安（万円） |
| 教員 | 教　授 | 27 |
| 准教授 | 16 |
| 講　師 | 15 |
| 助教・准助教 | 6 |
| 事務系・技術系職員 | 補佐級 | 9 |
| 係長級 | 6 |
| 主任級 | 5 |
| 係員級 | 4 |
| 学術研究員、医員 | | 6 |

〔事務系・技術系職員の区分〕

補佐級：課長補佐、事務長補佐、専門員、技術職・技術専門員、班長、医療職（一）・副技師長

係長級：係長、専門職員、技術職・技術専門職員、医療職（一）・主任技師、医療職（二）・看護師長

主任級：主任、医療職（二）・副看護師長

係員級：上記以外の職員